

背景

- 近年、個人投資家からの海外投資や企業における海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。
- 富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、国外で設立した法人や各国の税制・租税条約の違いを利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。

国税庁の方針

◎ 上記の経済社会の変化等に応じて、国際課税への取組は重要な課題  
 ⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

国際戦略トータルプラン

情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕

- ・ 100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握

〔租税条約等に基づく情報交換〕

- ・ 取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集

〔国外財産調書の活用〕

- ・ 5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握

〔CRS（注1）による金融口座情報の自動的交換〕

- ・ 海外の金融口座情報（預金残高等）の収集  
 （平成30（2018）年9月までに初回の交換）

〔財産債務調書の活用〕

- ・ 3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕

- ・ 多国籍企業のグループ情報の収集  
 （平成30（2018）年9月までに初回の交換）

調査マンパワーの充実

〔局統括国税実査官（国際担当）・国際調査課〕

- ・ 国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
- ・ 複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔重点管理富裕層PTの設置・拡大〕

- ・ 富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔局・署国際税務専門官〕

- ・ 国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備（平成29（2017）年度要求中）〕

- ・ 国際課税の司令塔（庁国際課税企画官）の設置等の要求
- ・ 国際課税に係る専担者等の増員の要求

グローバルネットワークの強化

〔租税条約等に基づく情報交換〕【再掲】

〔CRSによる金融口座情報の自動的交換〕【再掲】

〔国際的な枠組みへの参画〕

- ・ BEPS（注2）や税の透明性に関する国際的な議論への対応

〔徴収共助制度の活用〕

- ・ 租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔相互協議の促進〕

- ・ 国際的な二重課税問題の解決

（注1）CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略 （注2）BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

富裕層・海外取引のある企業

海外への資産隠し

国外で設立した法人を利用した国際的租税回避

各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避

# 1. 情報リソースの充実

## (1) 国外送金等調書の活用

- 国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、金融機関が送金者及び受領者の氏名、取引金額及び取引年月日等を記載・提出

## (2) 国外財産調書及び財産債務調書の活用

### ① 国外財産調書

- 5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（平成26（2014）年1月施行）
- 正当な理由がない不提出や虚偽記載には罰則適用（平成27（2015）年1月以降提出分）

### ② 財産債務調書

- 所得金額2,000万円超、かつ、3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（平成28（2016）年1月施行）

○ 所得税等の申告漏れがあった場合、

- i. 各調書に記載がある部分については、過少申告加算税等を5%軽減（所得税・相続税）
- ii. 各調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少申告加算税等を5%加重（所得税）

⇒ 各調書の未提出者等について、国税庁HP等による制度の周知や文書照会等を適切に実施

## (3) 租税条約等に基づく情報交換

- 取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報を収集
- 3類型による情報交換（①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換）
- 租税条約等のネットワークの拡大

【参考】 租税条約等の数 66 〈100カ国・地域〉（平成28（2016）年10月現在）

# 1. 情報リソースの充実

## (4) CRSによる金融口座情報の自動的交換

- 非居住者の金融口座情報を自動的に交換。オフショア金融センターを含む101カ国・地域で実施予定（平成28（2016）年10月現在）
- 平成30（2018）年9月までに外国との初回の情報交換を開始し、以降毎年1回情報交換

## (5) 多国籍企業情報の報告制度の創設

- 総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループが国別報告事項等を提供（平成28（2016）年4月施行）
- 平成30（2018）年9月までに外国との初回の情報交換を開始し、以降毎年1回情報交換

## 2. 調査マンパワーの充実

### (1) 局統括国税実査官（国際担当）・国際調査課

- 国際的租税回避事案に関する資料情報の収集・分析及び調査事案の企画
- 複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発
- 局統括国税実査官（国際担当）の増設を要求（平成29（2017）年度要求中）

### (2) 局・署国際税務専門官

- 国際的な課税上の問題がある事案を発掘するとともに、積極的に調査を実施
- 税務職員全体の海外取引調査に係る能力の向上のため、OJT研修を実施
- 局・署の国際税務専門官の増設を要求（平成29（2017）年度要求中）

### (3) 重点管理富裕層PTの設置・拡大

- 東京、大阪、名古屋局にPTを設置
- 富裕層のうち、特に多額の資産を有していると認められる者を関係個人・法人と一体的に管理
- 管理区分に応じた情報収集、調査事案の企画
- 全国的な実施体制に拡大（平成29（2017）年7月以降）

### (4) 国際課税関係の体制整備（平成29（2017）年度要求中）

- 国際課税の司令塔（国際課税に関する対応策の検討、指導及び監督）を担う庁国際課税企画官の設置を要求
- 局統括国税実査官（国際担当）や局・署国際税務専門官の増設を要求（再掲）
- 国際課税に係る専担者等の増員を要求



# 3. グローバルネットワークの強化

(1) 租税条約等に基づく情報交換 【1.(3)再掲】

(2) CRSによる金融口座情報の自動的交換 【1.(4)再掲】

(3) 国際的な枠組みへの参画

- G20/OECDのBEPSプロジェクトにおいて、電子経済の発展や国際的な租税回避に対処するための様々な勧告
- 国内における法整備等（例：国外事業者が国境を越えて行う電子書籍の配信等への消費課税や多国籍企業情報の報告制度）を受けて、制度の周知・広報等に的確に対応
- OECD等における取組への積極的な参画

(4) 徴収共助制度の活用

- 滞納者が租税条約の締約国に財産を保有する場合、相手国の税務当局に徴収を要請
- 【参考】 徴収共助要請が可能な国・地域 48カ国・地域（平成28（2016）年10月現在）

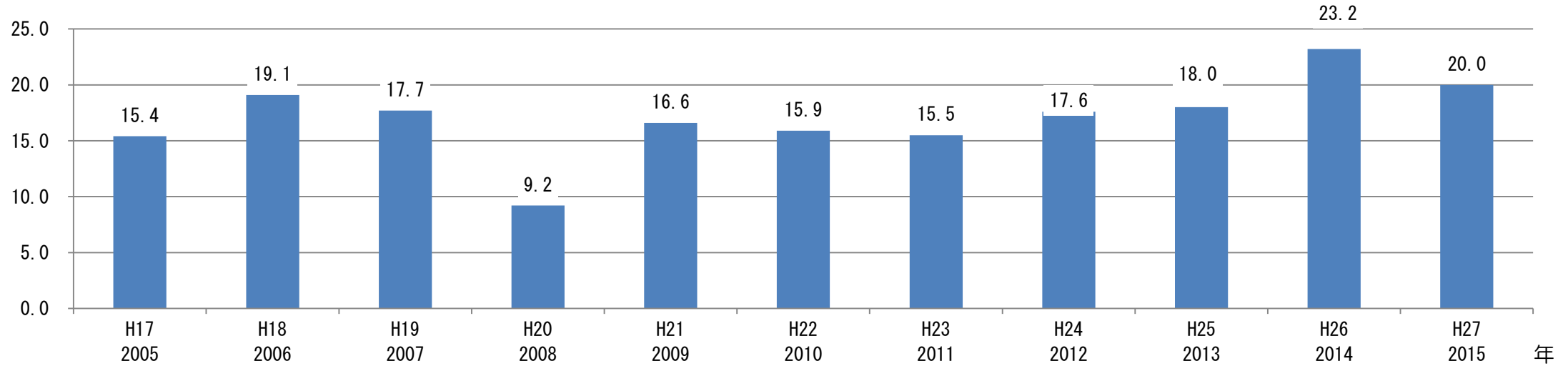
(5) 相互協議の促進

- 国際的な二重課税問題の解決のため相互協議を実施
- 機動的かつ円滑な協議実施のため体制を充実
- OECD等の多国間の枠組みを通じて、協議相手国のモニタリングを実施予定

(参考)

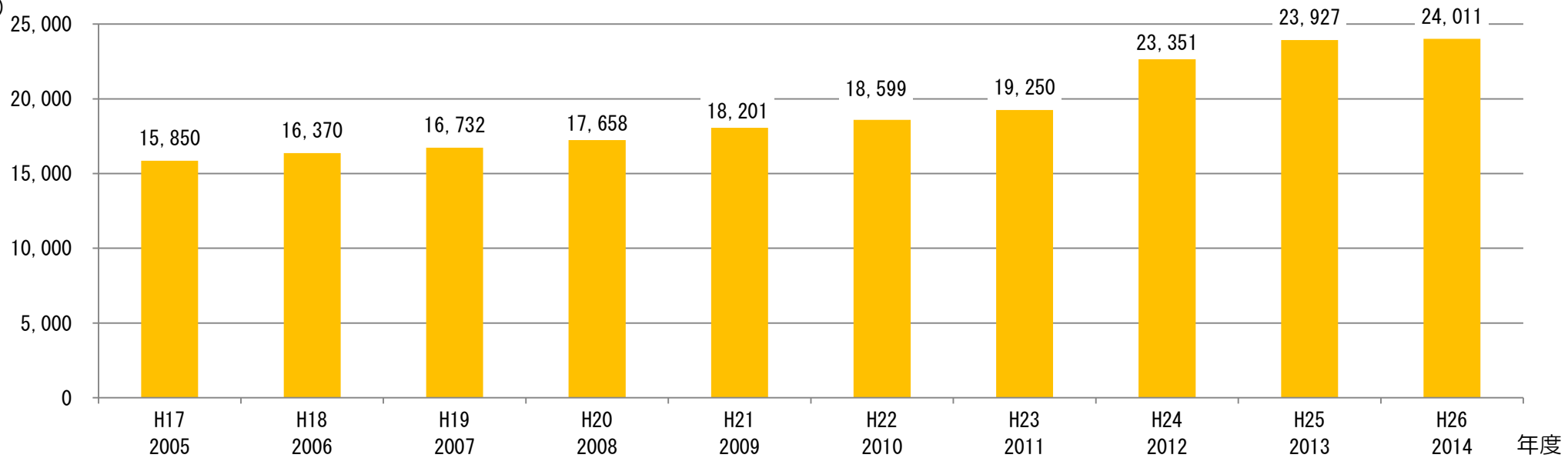
## (1) 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額

(兆円)



## (2) 現地法人企業数

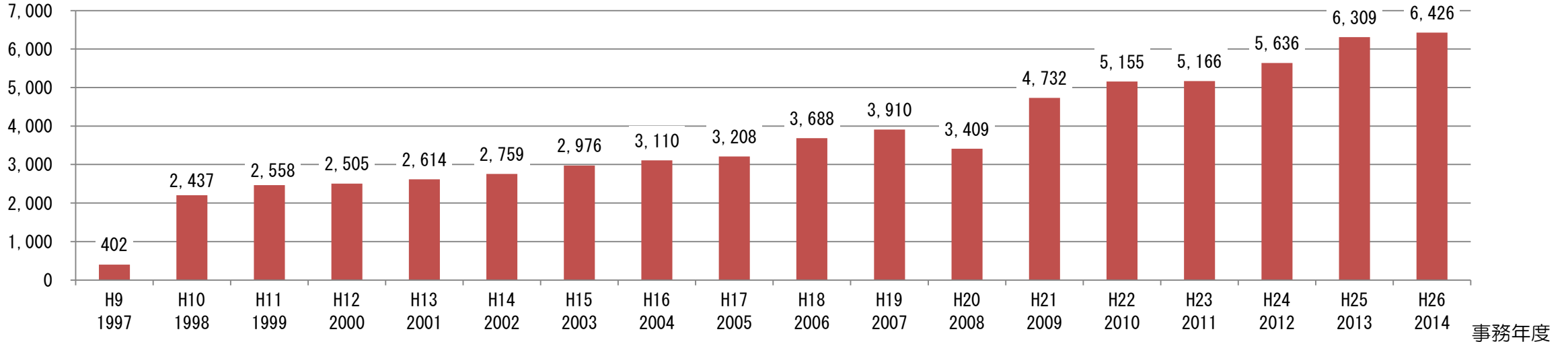
(法人)



(出典) 日本銀行「資金循環統計」

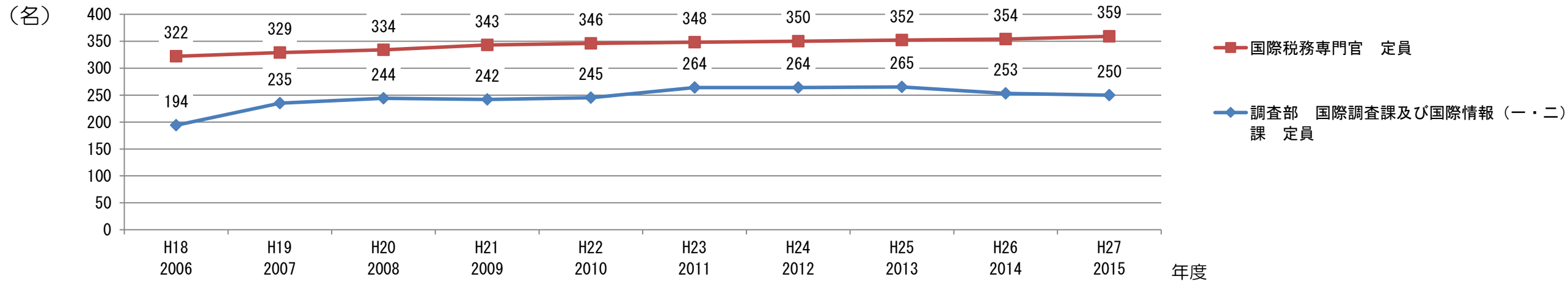
## (3) 国外送金等調書提出枚数

(千枚)

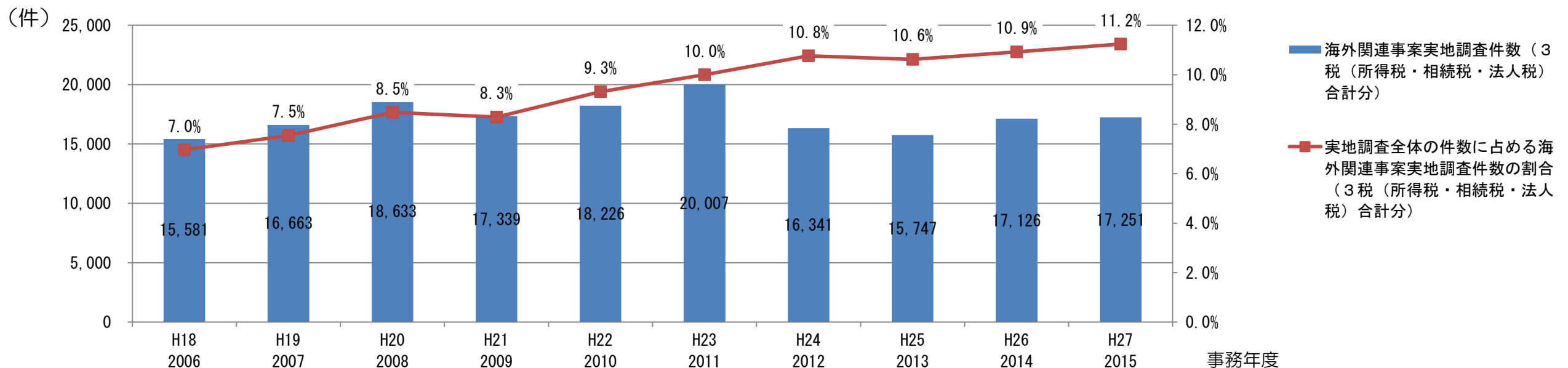


(注1) 本調書制度は、平成10(1998)年4月に施行されたものである。(注2) 平成21(2009)年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられている。

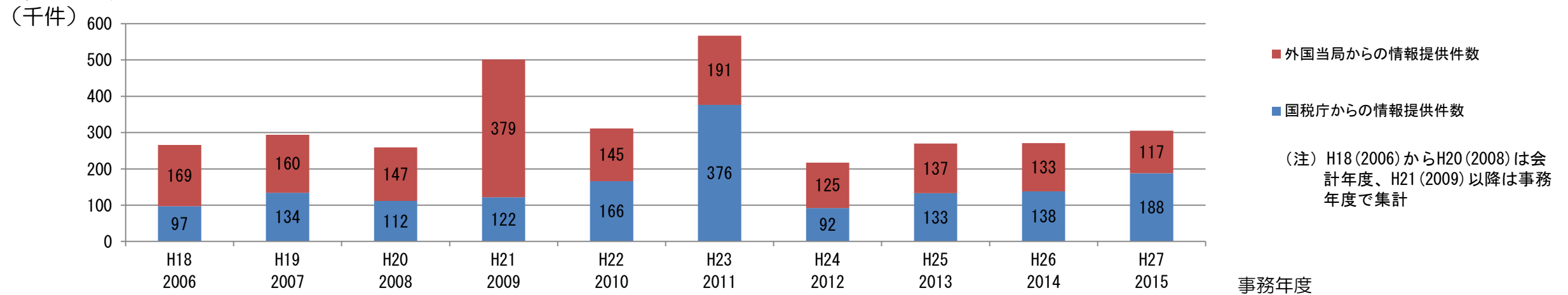
## (4) 国際税務専門官及び国際調査課等の定員



## (5) 海外関連事案調査事績



## (6) 情報交換件数



## (7) 調査事例

- 国外送金等調書などの法定調書等を検討し、国外での所得を把握した事例
- 租税条約等に基づく情報交換制度を活用し、海外取引の実態を解明した事例
- 外国子会社合算税制を適用し、外国における子会社の所得に対して課税した事例